

日本 EAP 協会倫理綱領

前文

本倫理規則は、日本 EAP 協会役員会の決議により設けられた同会倫理委員会により草案が作成され、会員の公開審議を経て、採択された。本規則は、EAPA CODE OF ETHICS を基にしているが、日本における EAP 活動をとりまく諸環境の特殊性等を踏まえて作成されている。

第 1 条 目的

日本 EAP 協会の会員（個人会員、準個人会員、賛助会員）（以下、会員）に対して、基本的に遵守すべき倫理的事項を掲げ、彼らの良質の実践活動を促進することにある。

第 2 条 綱領の遵守

第 1 項

個人会員、準個人会員は、本倫理綱領の意図するところに適った専門的および個人的活動を行わねばならない。

第 2 項

賛助会員は、組織の専門スタッフに対し、本倫理綱領を周知徹底しなければならない。

第 3 項

役員会ならびに各委員会においても、本倫理綱領を遵守しなければならない。

第 3 条 専門的能力

第 1 項

会員は、代価に値する専門的な能力を持ち、企業組織、人事労務管理、EAP の施策と運営、および EAP の提供しうる業務内容（EAP サービス）などに関して熟知すべきである。

第 2 項

個人会員および準個人会員は、自らの能力の限界を認識し、訓練や経験の結果として資格を与えられた、あるいは一定水準に達しているとの評価を受けた領域に限定してサービスを行うべきである。

第 3 項

個人会員および準個人会員は、特に精神疾患、ストレス関連疾患をはじめとする精神的な不調について理解し、それらに該当する事例について、各々の専門領域において最適な対応ができる必要がある。

第 4 項

個人会員および準個人会員は、メンタルヘルス（精神保健）に関する社会的問題、行政の施策や動向を正しく理解し、適切に対処するように努めるべきである。

第5項

個人会員および準個人会員は、専門的な知識や技術を維持、強化するために、教育、研修等の参加を続けるなど、自己研鑽に努めなければならない。

第6項

賛助会員は、スタッフの能力向上のために、彼らに各々の役割に沿った教育、研修等を受けさせなければならない。

第7項

個人会員は自らの心身の健康を保持増進するよう努めるとともに、それが自らおよび同僚の専門的な業務遂行能力やクライアントに対するサービスの質に影響を与えることを認識しなければならない。そして、必要に応じて、それを改善すべく対処に関する支援を求める必要がある。

第4条 専門的活動

第1項

あらゆる会員は、専門的活動を合法的に行わねばならない。

第2項

会員は、営利活動のために協会の名を利用してはならない。

第5条 情報の守秘

会員はクライアント（注参照）に関係のある全ての情報を、クライアントの書面による許可、同意がある場合を除いては、守秘すべきものとして取扱わなければならない。情報を提供しなければクライアントあるいは他者に重大な危害を与える恐れが強い場合と、法的に要求される場合は、その例外とする。

*注「クライアント」という語は、契約している企業、組織、そこで雇用されている労働者および家族を包含したものである。

第6条 利害関係上の中立

会員は、クライアントに関する2者間の利害関係上の問題を扱うべきではない。

第7条 クライアントの保護

第1項

会員は、クライアントを、人種、宗教、出生地、政党加入、障害、性、あるいは性的指向等によって、差別してはならない。また、主義、信条を強要することや、それに準じるようなことをしてはならない。

第2項

調査研究や事実関係の確認を行うにあたっては、会員は対象者の福利を尊重し、保護しな

なければならない。

第3項

賛助会員は、自らの行うことのできるサービスに関して、クライアントに十分な説明と開示を行わねばならない。また、それに関連して、クライアントから問い合わせがあった場合には、速やかに現状を報告しなければならない。

第4項

会員は、クライアントを特定の治療者や治療プログラムに紹介することに対して、金品などの供与を受けてはならない。

第8条 業務の実践

会員は、道義的責任を持って、事業や職務を遂行しなければならない。

会員は、クライアントおよび共同体全体の立場に対して、EAP 専門家としての職業的な責任を全うしなければならない。

会員は、公正にふるまい、クライアントとの間で合意したサービスの全てを提供しなければならない。

第9条 公共に対する責任

会員は、業務遂行において、できる限り高い水準を維持するように努め、EAP が社会に広く認知されるよう努力する。

会員は、メンタルヘルス（精神保健）分野全体の発展に寄与することを心がける。

会員は、自らの利益を追求するのみならず、他の専門家集団との協働に心がける。

会員は、どのような形であれ、誤った宣伝行為に係わってはならないし、自らの専門的な資格を正確かつ誠実に公表すべきである。

2004年12月1日承認